

## 「もめずに家を残す方法」

エッセイスト 風間佳

私もそこそこの年になったのか、この頃、相続でもめた話をよく聞くようになった。相続争いと聞くと、それは財産のある人の話で、私のような一般庶民には無縁だと思っていたのだが、耳に入ってくるのは金持ちの家の話ではない。近頃は、財産と呼べるものが住んでいる家1つしかなくても、もめるのだそうだ。逆に、家1つしかない方がもめる…とさえ聞く。家は分けることができないから、もめるのだそうだ。

一つ、良い話を聞いた。財産が家1つしかないような場合は、「代償（だいしょう）分割」という方法が一番もめないのだそうだ。

財産を分ける方法には3つあるそうだ。例えば、売ったら3,000万の家を3人の子供で平等に分けるとすると、まず1つ目は、現物をそのまま分ける方法《現物分割》がある。だが、現実には、家は細切れにできないので1/3ずつ3人の共有名義になる。2つ目は、家を売ってお金に換えて、1,000万円ずつ3人で貰う方法《換価分割》。そして、もう一つが《代償分割》で、これは、誰か一人が家を貰って、あとの2人は家を貰った人間から1,000万円ずつ貰う方法だ。

1つ目の《現物分割》は、もめ事の先延ばしにしかならないそうだ。共有名義の建物や土地は、建て直すにしても、売るのにしても全員の承諾が必要だからだ。2つ目の《換価分割》は、家がすぐに希望額で売れるとは限らない。うまく売れたとしても、自分たちが生まれ育った家は永久に無くなってしまう。そこで、3つ目の《代償分割》が人気があるのだそうだ。ただ代償分割の問題は、家を貰った人間に、あとの2人に払う2,000万円という現金があるかどうかだ。2,000万円といたら大金である。しかも現金で…ということになるとなかなか難しいだろう。この解決策は、親が、家を継ぐ子を受取人にした2,000万円の生命保険に入ればいいのか。老後の面倒を見てくれた子に、家を継いでくれた子に、もめずに家を残す方法は、その子に、家と一緒に生命保険を残すことだそうだ。

「死」は人生最後の大舞台であり、それまでのことは全て精算されるほどの尊い瞬間であろうはずなのに、現実には、その死をきっかけに、愛する家族の間に亀裂が生じるケースが多いと言うのだから、何と皮肉なものだろう。相続の専門家が言っていた『人生の最後に、家族の庭に不幸の種を蒔くようなことがないように』と。

E1A-0001-sozoku

